

簡易測定法パブリックコメントでの意見及び意見に対する考え方

意見内容	意見に対する考え方
他の媒体における簡易測定法との整合性を図るべきではないか。(3件)	測定する媒体の種類により媒体の性質や測定の目的が異なることから、必ずしも他の媒体における簡易測定法と同じである必要はないと考えております。
この簡易測定法は、報告結果は計量証明書になるのですか？それ以外の報告書(成績書)になるのですか？	測定結果の報告が計量証明書になるかどうかは計量法によることとなります。
測定の精度管理としての体制はマニュアルに記載されていることを準拠すれば、環境省の受注資格機関、MLAP機関、計量証明事業所及びその他の機関のどの機関でも測定して報告しても問題ないのでしょうか？	今回の改正は、簡易測定法による測定方法を示すものであり、本簡易測定法により測定する者を規定するものではありません。なお、測定結果の報告が計量証明書になるかどうかは計量法によることとなります。
「測定方法」とは「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」における「5 測定分析」のみが「簡易測定法」に置き換えることをいみしているのか。簡易測定法を用いる場合にも、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」の「1 用語・略語の定義」から「4 調査方法」、「6測定精度の管理」、「7 安全管理」はそのまま適用されるのか。	現行のダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアルと別にマニュアルを策定しました。ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアルの内容と異なる部分もありますので、詳細はマニュアルをご参照下さい。
測定方法の具体的な手法を取りまとめたマニュアルの策定される時期はいつか。測定方法の具体的な手法を取りまとめたマニュアルはどのような内容か。簡易測定法のみマニュアルであり、その他の項目(施設管理や安全管理などは、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」と同一か。	マニュアルの内容については別添の資料をご参照下さい。安全管理については、ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアルと同様の内容としております。
簡易測定法が対象となる「精度管理指針」に相当するものの発行を予定していますか。簡易測定法が対象となる「環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査」を予定していますか。	今回の改正に関するご意見ではございませんが、今後の検討における参考とさせていただきます。
検討された方法の結果を公表して頂きたい。	簡易測定法として導入する測定法の分析試験の結果を公表します。また、公募に応募した機関に対しては、公募試験の結果についてお知らせしております。
高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形及びタンデム形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計及び四重極イオントラップ形質量分析計に追加をお願いします。	本簡易測定法では、公募試験等により一定の基準を満たした測定法を採用しているため、その他の方法については、現時点では導入していません。今後、新たな技術的知見が得られれば、必要に応じて測定法の追加を検討する予定です。
導入される測定法にある、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計というのはいわゆるトリプル四重極形質量分析計を含むのでしょうか？	本簡易測定法では、公募試験等により一定の基準を満たした測定法を採用しております。トリプル四重極形質量分析計については、実証試験を実施しておりませんので、本簡易測定法の対象とはしていませんが、シングル四重極形質量分析計として設定して分析すれば、本簡易測定法の対象となります。今後、新たな技術的知見が得られれば、必要に応じて測定法の追加を検討する予定です。

意見内容	意見に対する考え方
<p>抽出法としてソックスレー抽出やそれ以外の抽出法も加えるべきではないか。(5件)</p>	<p>抽出方法としてソックスレー抽出も使えるようにします。また、本簡易測定法では、公募試験等により一定の基準を満たした測定法を採用しているため、ソックスレー抽出と高圧流体抽出以外の抽出法については、現時点では導入していません。今後、新たな技術的知見が得られれば、必要に応じて測定法の追加を検討する予定です。</p>
<p>パブリックコメントの案では、抽出法及び測定法が記載されているだけであるが、一定の精度を確保するためには、基準に適合した測定事業者のみに限定することが必要である。 このため、上記表記を以下のように変更したほうが良いと考える。 「2)導入する簡易測定法 以下に掲げる測定方法を用い(1)に掲げる基準に適合した事業者の実施する分析方法を、簡易測定法として導入する。」</p>	<p>マニュアルにおいて、簡易測定法を使う際には、あらかじめ、現行測定法との比較試験及び同一試料による繰り返し試験を実施し、一定の基準に適合していることを確認してから測定することと決めました。</p>
<p>一部改正案概要：表1の評価によると500pg-TEQ/g～2000pg-TEQ/gの範囲で従来公定法を行うことになり、それ以外の濃度で簡易法だけの評価で十分となる。これは、500pg-TEQ/g以下の数値がであれば、環境省に於いて広範囲な調査が必要な土壌中の地点におけるばらつきを鑑みて、汚染地点の見落としがないようにと調査指標値設定していることと矛盾が生じ、簡易法による「環境基準に達している」という判断をすることになる。この判断をすることにより指標値近辺のさらに汚染が広がっている可能性のある部分を見落としかねなくなることが懸念されます。</p>	<p>簡易測定法による測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上であれば必要な調査を実施することとしました。</p>
<p>継続モニタリング調査を簡易法の適用後も行うべきである</p>	<p>継続モニタリング調査は継続的なダイオキシン類の濃度の推移を把握するためのものであり、簡易測定法では濃度の推移が把握できない恐れがあることから、継続モニタリング調査はダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルにより行うこととしています。</p>
<p>分析詳細が見えないための意見となりますが、土壌対策の中で「対策効果確認調査」等は、機器分析によるTEQ濃度及びそれ以外の異性体パターンを解析することによる汚染由来の特定が重要であると考えますが、そういった場面でも使うことは問題ないのでしょうか？一部適用範囲によっては、公定法との併行測定を規定することが必要ではないでしょうか。</p>	<p>対策効果確認調査では、環境基準を達成しているかどうかを判断するためのものであることから、簡易測定法を適用することができることとしています。なお、現行測定法により調査することを否定するものではありません。</p>